○財務省告示第百一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年三月二十六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年四月五日　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第七百四十七回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆五千百九十一億七千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で八千三百八億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　三兆五千二百五億六千三百五十一万五千二百五十円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　八千三百十一億二千八百九十九万六千八百円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成三十年三月二十六日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭七厘五毛以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円三銭九厘六毛

十二　償還期限　平成三十年六月二十五日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成三十年三月二十六日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１４１５号

東京都練馬区栄町21―16―202

債務者　遠藤　伸司

1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　奥　雄平

4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４５０号

東京都練馬区大泉町２丁目29―10

債務者　渡邉　一正

1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小川　智史

4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４９３号

東京都豊島区長崎２丁目５―５―203

債務者　井上　真人

1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　生田　和也

4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５０７号

東京都墨田区東向島５丁目27―７―103

債務者　小岩　貴寛

1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　尾崎　洋祐

4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５０９号

東京都杉並区永福１丁目32―７　永福ガーデンハウスＡ107

債務者　久保田　充

1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　今村　善幸

4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５１２号

東京都練馬区北町２丁目33―３―203

債務者　神作　静佳

1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山内　英人

4　破産債権の届出期間　平成30年４月19日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時

6　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで

東京地方裁判所民事第20部